

ペットに関する相談窓口一覧

大阪府相談窓口

咬傷届、多頭飼育届、犬の飼い方に関するご相談など

動物愛護管理センター
072-958-8212

羽曳野市尺度53番地の4
管轄:富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

箕面支所
072-727-5223

箕面市船場西1-11-35
管轄:池田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

四條畷支所
072-862-2170

四條畷市江瀬美町1-16
管轄:守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市

泉佐野支所
072-464-9777

泉佐野市上瓦屋583-1
管轄:岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、
泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

政令市中核市相談窓口

犬の飼い方に関するご相談など

大阪市
お住まいの各区役所へ

豊中市保健所
06-6152-7321

枚方市保健所
072-807-7624

堺市動物指導センター
072-228-0168

吹田市保健所
06-6339-2226

八尾市保健所
072-994-6643

東大阪市動物指導センター
072-963-6211

高槻市保健所
072-661-9331

寝屋川市保健所
072-829-7721

飼い犬登録に関することはお住まいの市町村へお問い合わせください。

全ての人は、「命あるもの」である動物を殺傷したり、苦しめないようにするだけでなく、人と動物が共生できるように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければなりません。愛護動物を虐待したり、遺棄する（捨てる）と、犯罪行為として懲役または罰金に処せられます。

府内で動物虐待を疑う事案を見かけたら！

大阪府動物虐待通報共通ダイヤル
おおさかアニマルポリス 7122
(悩んだらわんにゃんにゃん)



どうぶつあいごかんり
動物愛護管理センター
アニマルハーモニー大阪

〒583-0862 羽曳野市尺度53番地の4
電話番号072-958-8212
ファクシミリ番号072-956-1811



お問合せ先

令和7年2月作成



犬の飼い主の皆様へ

愛犬とのより良い生活のために



大阪府動物愛護管理センター

終生飼養は飼い主の責務です。

動物がその命を終えるまできちんと飼うことは、動物に対する飼い主の責任です。

命を軽んじることなく、人にも動物にも優しい社会を実現しましょう。

犬を飼ったら

飼い犬登録と 狂犬病予防注射

犬の飼い主には、法律により次のことが義務付けられています。

- ☒ 現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすること
- ☐ 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
- ☒ 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること

これらの義務を守っていない場合、20万円以下の罰金の対象となります。

- 一部の市町村を除き、マイクロチップを犬に装着し、飼い主情報を登録することで飼い犬登録に代えることができます。
- 飼い主の氏名や住所に変更があったとき、犬が死亡したときも届出や登録している情報の変更が必要です。



■ 狂犬病予防について

狂犬病は、感染し発症すると致死率100%である動物と人の共通感染症です。狂犬病ウイルスは全ての哺乳類に感染しますが、まん延の原因となる動物は限られており、アジア地域等、狂犬病の流行国では犬が主なまん延源となっています。現在日本での発生はありませんが、万が一国内に狂犬病が侵入した場合に備え、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができるのです。



門票の掲示

住居の出入口等人の見やすい箇所に犬を飼っていることがわかるよう表示してください。犬シールのほか、文字やイラストでも構いません。

(例)



放し飼いは禁止

犬は係留するよう府の条例で定められています。外へ出すときは必ずリードを着けてください。



こんなときは

飼い犬が人を咬んだとき

飼い犬が人を咬んでしまったときは、飼い主は直ちに府の窓口へその旨を届け出なければなりません。

犬がいなくなったとき

戻ってくるのをただ待つのではなく、すぐに府または政令中核市の相談窓口と最寄りの警察署に届け出て、自ら探してください。

複数頭飼育するとき

むやみに繁殖しないよう不妊去勢手術や分離飼育など対策をしてください。犬と猫を合わせて10頭以上飼う場合は、府の窓口へ届出が必要です。

※大阪府及び政令中核市の相談窓口は裏面をご覧ください。



困らせてはいませんか

吠え声は意外と響きます。近隣へ迷惑をかけていませんか。

犬が吠えるのには、きっかけや原因があるはずです。叱っても解決しません。

日々の習慣で適切にコントロールし、人にも愛犬にも暮らしやすい環境へシフトしましょう。

なお、問題行動改善のトレーニングは効果が出るまで日にちがかかるものです。

諦めずに取り組みながら、窓を閉めるなどの防音対策も併せて行いましょう。

吠える原因ときっかけの例

テリトリー意識や怯え・・・インターホンの音や窓の影に反応
興奮や要求・・・遊びの最中、ケージにいている間、エサの時間
分離不安・・・飼い主の外出時や帰宅時
病気や認知機能の低下・・・夜間に一定の調子で吠え続ける



<参考>東京農工大学作成情報サイト

動物の飼養等に起因する環境被害が周辺住民の間で共通認識になっている場合、状況改善のための指導・勧告や罰則の対象となることがあります。

散歩のマナー

- ☒ 伸縮式リードを使う時は引き込みが壊れていないかチェックし、人や他の犬との適切な距離に気をつけましょう。
- ☒ 犬の排泄物で公共の場所や他人の敷地を汚してはいけません。トイレトレーニングをするとともに、外出時には必ずマナーボトルや袋を携行しましょう。
- ☒ 飼い主や周りの人、犬の皆が楽しい散歩になるように、問題となる行動(引っ張る、飛びつく、吠えるなど)の改善に取り組みましょう。



元気で長生きするために

屋外飼育では特に、犬種や年齢、体質によって体調を崩しがちです。

近年の気候変動などを鑑み、これまで大丈夫だったからと過信せず、暑い時期は風通しのよい日陰と十分な飲み水、寒い時期は風よけと敷物を用意し、少しでも体調に異変があればすぐに獣医師の診察を受けてください。

もしものときへの備えはしっかりと

災害や行方不明、飼い主の入院など不測の事態に日頃から備えておきましょう。

- 健康管理(ワクチン接種等)
- 所有者の明示(マイクロチップ等)
- 避難袋の準備(最低5日間のエサと水等)
- 災害時の避難場所の確認
- 世話が出来なくなった時に預けられる人を予め頼んでおく
- *基本的なしつけや、トイレトレーニング・クレートトレーニングは避難生活にも大事です。

